

議 案 第 8 号

富士見市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市印鑑条例（昭和49年条例第37号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年2月18日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

成年被後見人に係る印鑑の登録資格等を見直すため、富士見市印鑑条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市印鑑条例の一部を改正する条例

富士見市印鑑条例（昭和49年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第15条第2項中「第4号」の次に「（後見開始の審判を受けたときを除く。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。